

# 委託設計書・仕様書

設計	校合	リーダー	副主幹	所長	副課長	課長

令和 8 年度

委託名称 小畔の里クリーンセンター水質分析業務委託

委託場所 川越市大字平塚新田160番地

委託費

委託価格

委 託 の 大 要	小畔の里クリーンセンターにおける水質を分析することにより、適正な水質管理を行うことを目的とする。
	・小畔の里クリーンセンターにおける水質分析一式

委 託 内 訳 書						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I) 直接委託費						
1) 分析費		1	式			
2) 試料採取費		1	式			
3) 車両交通費		1	式			
4) 報告書作成費		1	式			
計						
II) 諸経費		1	式			
III) 委託価格						
III) 消費税等の額		1	式			
IV) 委託費						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I) 直接委託費						
1) 分析費						
水素イオン濃度		42	検体			
生物化学的酸素要求量		42	検体			
化学的酸素要求量		42	検体			
浮遊物質量		42	検体			
塩化物イオン濃度		64	検体			
電気伝導率		64	検体			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量・動植物油脂類含有量)		6	検体			
フェノール類含有量		6	検体			
銅含有量		6	検体			
亜鉛含有量		6	検体			
溶解性鉄含有量		6	検体			
溶解性マンガン含有量		6	検体			
クロム含有量		6	検体			
有機燐化合物		6	検体			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		6	検体			
燐含有量		6	検体			
窒素含有量		6	検体			

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
カドミウム及びその化合物		14	検体			
シアン化合物又は全シアン		14	検体			
鉛及びその化合物		14	検体			
六価クロム及びその化合物		14	検体			
砒素及びその化合物		14	検体			
水銀及びアルキル水銀、その他水銀化合物		14	検体			
アルキル水銀化合物		14	検体			
ポリ塩化ビフェニル		14	検体			
1,4-ジオキサン		14	検体			
チウラム		14	検体			
シマジン		14	検体			
チオベンカルブ		14	検体			
セレン		14	検体			
ふっ素及びその化合物		14	検体			
ほう素及びその化合物		14	検体			
大腸菌数		14	検体			
ジクロロメタン他		14	検体			
1,2-ジクロロエタン						※ジクロロメタン他を含む
1,1-ジクロロエチレン						※ジクロロメタン他を含む

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1,1,2-トリクロロエタン						※ジクロロメタン他に含む
1,3-ジクロロプロペン						※ジクロロメタン他に含む
ベンゼン						※ジクロロメタン他に含む
トリクロロエチレン						※ジクロロメタン他に含む
テトラクロロエチレン						※ジクロロメタン他に含む
1,1,1-トリクロロエタン						※ジクロロメタン他に含む
四塩化炭素						※ジクロロメタン他に含む
シス-1,2-ジクロロエチレン						※ジクロロメタン他に含む
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		8	検体			
クロロエチレン		8	検体			
小計						
2) 試料採取費		1	式			
小計						
3) 車両交通費		1	式			
小計						
4) 報告書作成費		1	式			
小計						

令和 8 年度

小畔の里クリーンセンター  
水質分析業務委託

仕 様 書

川 越 市  
環境部環境施設課  
小畔の里クリーンセンター

## 1 目的

本仕様書は、小畔の里クリーンセンターにおける水質を分析することにより、適正な水質管理を行うため、川越市（以下「発注者」という。）が受注者へ発注する業務の必要な仕様を定めることを目的とする。

## 2 委託の概要

「小畔の里クリーンセンター水質分析業務委託」（以下「委託」という。）は、川越市小畔の里クリーンセンター（一般廃棄物の最終処分場）の水質を分析する業務である。

## 3 委託期間

契約締結日 から 令和 9 年 3 月 2 6 日まで

## 4 委託場所

小畔の里クリーンセンター：川越市大字平塚新田 1 6 0 番地

## 5 委託業務内容

受注者は検体の採取及び分析を行う。

- ・採取予定日及び検体数：別紙 1
- ・分析項目及び方法：別紙 2

## 6 支払い方法

2 回払いとする。

- ・ 1 回目： 4 月～ 9 月分
- ・ 2 回目： 1 0 月～ 3 月分

支払額は契約金額から消費税額等の額を減じた額を均等割りし、消費税額等の額を加算した額とする。なお、2 回目は端数調整の上、支払うものとする。また、この契約の締結後に、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

## 7 関係法令の遵守

受注者は、この業務の実施にあたり、次の関係法令等を遵守すること。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）
- ・その他関係法令

## 8 一般事項

- (1) 本仕様書は、本委託の基本的な内容を示すものであり、本仕様書に明記されていない事項については発注者と受注者で協議のうえ、業務を実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり工作物等に影響を与えないよう注意すること。また、工作物等に影響が生じた場合、直ちに発注者へ連絡しその対応方法等に関して協議すること。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの責任で原形に復元すること。
- (3) 業務に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署への届出、手続き等は受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、業務の履行上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (5) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (6) 受注者は、川越市環境方針を理解し協力すること。なお、提出書類はグリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断基準を満たすよう努めること。

## 9 業務管理

### (1) 作業日・作業時間

作業の実施日、作業時間は発注者と協議すること。

### (2) 安全管理

ア 業務の実施にあたっては、付近住民及び通行者等の第三者に対する災害等は起こさないよう努めること。

イ 受注者は、機械器具の不安全状態及び業務従事者の不安全行動を排除し、労働災害の防止を図ること。

ウ 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは臨機の措置をとらなければならない。また、臨機の措置をとった場合にはその内容を発注者に報告しなければならない。

エ 受注者は、災害等が発生したときは直ちに発注者に報告し、速やかにその状況を写真等により記録し報告書を作成のうえ、発注者に提出すること。

### (3) 服装及び言動

業務従事者は、公共サービスの従事者にふさわしい衣服の着用、言動に努めること。また、委託業務の公共性を認識し円滑な業務の実施を確保するように、責任をもって業務にあたること。

(4) 委託業務実施計画書の提出

受注者は委託業務の着手時に、次の書類を発注者に提出すること。

- ・委託業務実施計画書
- ・その他発注者の必要とする書類

(5) 報告書の作成

報告書には次の事項を記載すること。

- ・検体採取日時
- ・検体採取者
- ・検体名
- ・証明年月日
- ・環境計量士氏名
- ・測定方法、単位、定量下限値
- ・その他指定があるもの

(6) 報告書の提出

受注者は分析完了後、次の書類を発注者に提出すること。また、分析結果に異常値を認めた場合は速やかに発注者に報告すること。

- ・委託業務実施報告書 1部（指定様式／報告書と同時に提出すること。）
- ・報告書 2部（検体採取後、20日以内に提出すること。）
  - ・計量証明書
  - ・計量証明対象外項目については分析結果報告書
- ・その他発注者が必要とする書類

## 令和8年度 小畔の里クリーンセンター水質分析業務委託(別紙1)

採取場所	小畔の里クリーンセンター								
採取月日	浸出液原水	浸出液処理水	地下水	周縁地下水No3	周縁地下水No5	周縁地下水No1	周縁地下水No2	周縁地下水No4	周縁地下水No6
4月23日	A	A	A	B	B				
5月7日	A	C	A	B	B				
6月11日	A	A	A	B	B				
7月9日	A	A	A	B	B				
8月20日	C	C	D	D	D	D	D	D	D
9月10日	A	A	A	B	B				
10月8日	A	A	A	B	B				
11月12日	A	C	A	B	B				
12月10日	A	A	A	B	B				
1月7日	A	A	A	B	B				
2月10日	C	C	D	B	B				
3月4日	A	A	A	B	B				

予定検体数	A	B	C	D
4月	3	2	0	0
5月	2	2	1	0
6月	3	2	0	0
7月	3	2	0	0
8月	0	0	2	7
9月	3	2	0	0
10月	3	2	0	0
11月	2	2	1	0
12月	3	2	0	0
1月	3	2	0	0
2月	0	2	2	1
3月	3	2	0	0
合計	28	22	6	8

\*A~Dは分析項目群をパターン化したものであり、項目の内訳は別紙2に示す。

\*採取月日は予定である。作業時間は発注者と協議することとし、別途発注の小畔の里クリーンセンター放射能濃度測定業務委託と同一時間帯の作業を予定する。

A~D分析項目内訳(1/2)

パターン	分析項目	検査の方法
A	水素イオン濃度	環境庁告示第64号(昭和49年)
	生物学的酸素要求量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	化学的酸素要求量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	浮遊物質	環境庁告示第64号(昭和49年)
	塩化物イオン濃度	JIS K 0101-32
	電気伝導率	JIS K 0101-12
B	塩化物イオン濃度	JIS K 0101-32
	電気伝導率	JIS K 0101-12
C	水素イオン濃度	環境庁告示第64号(昭和49年)
	生物学的酸素要求量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	化学的酸素要求量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	浮遊物質	環境庁告示第64号(昭和49年)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量・動植物油脂類含有量)	環境庁告示第64号(昭和49年)
	フェノール類含有量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	銅含有量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	亜鉛含有量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	溶解性鉄含有量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	溶解性マンガン含有量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	クロム含有量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	有機磷化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	燐含有量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	窒素含有量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	塩化物イオン濃度	JIS K 0101-32
	電気伝導率	JIS K 0101-12
	カドミウム及びその化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	シアン化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	鉛及びその化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	六価クロム化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	砒素及びその化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	アルキル水銀化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	ポリ塩化ビフェニル	環境庁告示第64号(昭和49年)
	1, 4-ジオキサン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	チウラム	環境庁告示第64号(昭和49年)
	シマジン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	チオベンカルブ	環境庁告示第64号(昭和49年)
	セレン及びその化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	ふっ素及びその化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	ほう素及びその化合物	環境庁告示第64号(昭和49年)
	大腸菌数	環境庁告示第64号(昭和49年)
	ジクロロメタン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	1, 2-ジクロロエタン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	1, 1-ジクロロエチレン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	1, 1, 2-トリクロロエタン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	1, 3-ジクロロプロペン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	ベンゼン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	トリクロロエチレン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	テトラクロロエチレン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	1, 1, 1-トリクロロエタン	環境庁告示第64号(昭和49年)
	四塩化炭素	環境庁告示第64号(昭和49年)
	1, 2-ジクロロエチレン	環境庁告示第64号(昭和49年)

パターン	分析項目	検査の方法
D	水素イオン濃度	環境庁告示第64号(昭和49年)
	生物化学的酸素要求量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	化学的酸素要求量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	浮遊物質量	環境庁告示第64号(昭和49年)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境庁告示第10号(平成9年)
	塩化物イオン濃度	JIS K 0101-32
	電気伝導率	JIS K 0101-12
	カドミウム	環境庁告示第10号(平成9年)
	全シアン	環境庁告示第10号(平成9年)
	鉛	環境庁告示第10号(平成9年)
	六価クロム	環境庁告示第10号(平成9年)
	砒素	環境庁告示第10号(平成9年)
	アルキル水銀	環境庁告示第10号(平成9年)
	総水銀	環境庁告示第10号(平成9年)
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	環境庁告示第10号(平成9年)
	1,4-ジオキサン	環境庁告示第10号(平成9年)
	チウラム	環境庁告示第10号(平成9年)
	シマジン	環境庁告示第10号(平成9年)
	チオベンカルブ	環境庁告示第10号(平成9年)
	セレン	環境庁告示第10号(平成9年)
	ふっ素	環境庁告示第10号(平成9年)
	ほう素	環境庁告示第10号(平成9年)
	大腸菌数	環境庁告示第64号(昭和49年)
	クロロエチレン	環境庁告示第10号(平成9年)
	ジクロロメタン	環境庁告示第10号(平成9年)
	1,2-ジクロロエタン	環境庁告示第10号(平成9年)
	1,1-ジクロロエチレン	環境庁告示第10号(平成9年)
	1,1,2-トリクロロエタン	環境庁告示第10号(平成9年)
	1,3-ジクロロプロペン	環境庁告示第10号(平成9年)
	ベンゼン	環境庁告示第10号(平成9年)
	トリクロロエチレン	環境庁告示第10号(平成9年)
	テトラクロロエチレン	環境庁告示第10号(平成9年)
	1,1,1-トリクロロエタン	環境庁告示第10号(平成9年)
	四塩化炭素	環境庁告示第10号(平成9年)
1,2-ジクロロエチレン	環境庁告示第10号(平成9年)	

\*「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」  
(総理府・厚生省令第1号(昭和52年))に準拠するものとする。